

平成22年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人 森林総合研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号（以下「グリーン購入法」という））第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人森林総合研究所の「平成22年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の平成22年度における調達の目標

平成22年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものである。

農林水産省においては、再生産可能な資源である木材を有効に利用することは、地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成に資するとの観点から木製品の導入を進めているところであり、森林総合研究所においても間伐材又は合法性が証明された木材等を利用した紙製品や事務机等の導入及び公共工事における利用の促進に努めることとする。

また、バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの）製品の調達など、環境への負荷低減に資するよう努めることとする。

1 紙類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インジェットカラープリンター用塗工紙	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 事務用封筒（紙製）の調達に当たっては、原則として間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品とする。
---------------------------------	---

マーキングペン
鉛筆
スタンプ台
朱肉
印章セット
印箱
公印（法人印）
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
粘着テープ（布粘着）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース
（紙めくり用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー（ウェットタイプ）
OAクリーナー（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース（FD・CD・MO用）
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）

また、紙製ファイルについては、間伐材又は合法性が証明された木材が使用されている製品を、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用）については、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。

さらに、メディアケース、OAフィルター、インクジェット用OHPフィルム、ファイルのうちクリアホルダー及び窓付き封筒（紙製）については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。

丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり（液状・補充用を含む）	
のり（澱粉のり・補充用を含む）	
のり（固形）	
のり（テープ）	
ファイル	
バインダー	
ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	
窓付き封筒（紙製）	
けい紙	
起案用紙	
ノート	
タックラベル	
インデックス	
パンチラベル	
付箋紙	
付箋フィルム	
黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ	
チョーク	
グラウンド用白線	
梱包用バンド	

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示版 黒板 ホワイトボード	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
---	--

4 OA器機

コピー機 複合機 拡張性のある デジタルコピー機 電子計算機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は 小型充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ 掛時計	調達を実施する場合（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、平成22年度においても継続して使用する機種を除く。）は、調達目標は100%とする。 なお、記録用メディアについては、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。
--	---

5 移動電話

携帯電話 PHS	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-------------	--------------------------

6 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 電気便座 電子レンジ	調達を実施する場合（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、平成22年度においても継続して使用する機種を除く。）は、調達目標は100%とする。
--	--

7 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	--------------------------

8 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

9 照明

蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした 内照式表示灯 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する場合（器具の形状により、不可能な場合を除く。）は、調達目標は100%とする。
--	---

10 自動車等

自動車 ETC対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	一般公用車について、低公害車37台を調達予定。 一般公用車以外の車について、低公害車4台を調達予定。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	---

11 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

12 制服・作業服

制服 作業服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------	--------------------------

帽子	
----	--

13 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゆたん ニトロンカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 ベッドフレームの調達に当たっては、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
--	--

14 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合（防蜂・防振及び研究実験等に使用する特殊手袋を除く）は、調達目標は100%とする。
------	--

15 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

16 設備

太陽光発電システム	調達予定なし。
太陽熱利用システム	調達予定なし。
燃料電池	調達予定なし。
生ゴミ処理機	調達予定なし。
節水機器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達予定なし。

17 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 乾パン 缶詰	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
----------------------------------	--------------------------

2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. 環境物品等の選択に当たっては、木材・木製品、バイオマス製品を率先して調達するよう努める。

Ⅲ その他環境物品等の調達推進に関する事項

1. 本調達方針は全ての部署（支所等を含む。）を対象とする。
2. 調達の実績は、毎年各品目毎に取りまとめ、公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 特定調達物品等の調達に当たっては、調達方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
5. 調達を行う地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
6. 本調達方針に基づく担当は総務部用度課とする。